

(1) 新たに居宅介護住宅改修費等の住宅改修の対象とする
種類について (案)

1. 便器の位置変更、向きの変更

- ・居宅介護住宅改修費等の住宅改修の種類における「五 洋式便器等への便器の取り替え」の範囲に「便器の位置の変更・向きの変更」を含めることとする。